

平成30年第3回伊賀市議会（定例会）

請 願 文 書 表

平成30年6月4日

|                  |   |
|------------------|---|
| 1 受 理 番 号        | 請願第7号   |
| 2 受 付 年 月 日      | 平成30年5月23日  |
| 3 請願者の住所<br>及び氏名 | 伊賀市上野中町2976-1<br>伊賀市障害者福祉連盟<br>会長 福澤 正志   |
| 4 請 願 の 件 名      | 伊賀鉄道の障がい者運賃割引に関する請願について   |
| 5 請 願 の 要 旨      | <p>全国的に障がい者運賃割引が拡充される中で、伊賀鉄道の障がい者運賃割引は、身体障がい者手帳・療育手帳を所持する方で、手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に「第1種」の記載がある場合、介護者とともに利用する場合は5割引となりますが、本人のみ単独で乗車の場合は、乗車キロ程が101kmに満たないため割引が適用されません。また「第2種」の記載がある場合、本人・介護者とも一定の条件に該当する場合を除き、割引が適用されないといった厳しい条件となっています。</p> <p>平成24年2月に、総務省中部管区行政評価局は、「障がい者が単独で鉄道に乗車する場合、100kmを超える長距離でなくても、割引が受けられるようにしてほしい」との申し出を受け、行政苦情処理委員会に諮り、その意見を踏まえて、中部運輸局に対して、障がい者が日常生活においても鉄道運賃割引を受けられるように、障がい者が単独で片道100km以内の乗車をする場合であっても運賃割引を行うよう積極的に鉄道事業者に要請するようあっせんしました。</p> <p>また、障害者基本法では、平成5年に精神障がい者が障がい者として追加され、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者は同じ位置付けとなっており、精神障がい者のみ割引の対象から除外されている現状は他の障がい者との公平性に欠けると考えられます。</p> <p>現実には、障がい者就労事業所での賃金収入よりも、そこへ通うための伊賀鉄道の運賃が上回るようなことが起こっており、生活に支障をきたしています。</p> <p>よって、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者が、より良い生活を送るため、移動手段である伊賀鉄道の障がい者運賃割引が制限される条件を撤廃し、すべての障がい者の移動する権利を確保して頂けるようお願い申し上げます。</p> |
| 6 紹 介 議 員        | 信田利樹、上田宗久、近森正利、中谷一彦   |
| 7 付 託 委 員 会      | 総務常任委員会   |